

障害者の超短時間雇用の推進について

フルタイムで稼働しにくい障害者に配慮し、超短時間でも雇用が可能な事業所を開拓し、障害のある人が健常者とともに働き、社会で活躍できるようマッチングと定着を支援する。

1 これまでの事業所訪問等で分かったこと

(1) 事業所の課題や障害者雇用に対する考え方

項目	内容
事業所の課題・現状	<ul style="list-style-type: none"> ・少人数の従業員で賄わざるを得ない。 ・雑務も正社員で対応してコスト削減を目指している。 ・派遣会社やタイミー、内職等を活用してコスト削減をしている。 ・雇うなら汎用的、効率的に質の良い仕事ができる人材を希望。 ・人員少なく、新たに雇用する障害者の指導に人員を割り当てられない。経験者、資格保持者が優先される。 ・短時間バイトの需要はあるが障害者である必要はない。
障害者の超短時間雇用に対する事業所の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・法定雇用率、人件費の節約につながらないため、メリットを感じない。 ・対象者に付き添いが必要で会社にとっては人件費の無駄。 ・わざわざその人に合う仕事を用意する必要があるのか。 ・「この人に仕事を任せて大丈夫」と豊岡市は責任を持って言えるのか。仕事に何か起きた際、職員が駆けつけてくれるのか。 ・いい事業だと思うがうちは協力できない。

(2) 現状の課題とその対応

障害者の超短時間雇用に対する希望はあるが、人件費の削減や少人数で事業所を回さなければならない事業所の現状から、受け入れ先である事業所の開拓が進んでいない状況である。短時間雇用の取り組みの周知や訪問企業への丁寧な説明を行う必要がある。

また、短時間雇用を希望する障害者については、希望する業務の内容や通勤手段が限られていることから、事業所をある程度絞って訪問するとともに、当事者面談を定期的に行い本人の意向に沿った対応が求められる。

2 これからの障害者の超短時間雇用の取り組みについて

(1) 超短時間雇用の目標の設定

項目	目標
超短時間雇用を希望する障害者の人数	11人
上記のうち面談した人数	7人
上記のうち就労可能と判断される人数	5人※
通勤、希望条件に該当する事業所数	15事業所
超短時間雇用の目標値（上半期）	3人

(2) 今後の進め方

- ① 超短時間雇用可能な当事者の掘り起こしと信頼関係の構築
 - ・希望者から通勤、業務内容など雇用に係る希望を聞き取る。
 - ・支援者も交え定期的な面談を行い、対象者特性等把握、希望業種の聞き取り
- ② 就業可能な事業者への訪問及び事業者の掘り起こし
 - ・超短時間雇用の事業説明（人手不足・業務課題の有無聞き取り、提案）
 - ・対象となる事業者の絞り込み
（事業への参加協力・雇用意思の確認、業務内容・就労時間聞き取り、対象者が支障なく働ける環境か確認）
 - ・事業所アンケートやハローワーク等の情報により超短時間雇用に興味がある事業所へ訪問及び事業所の意向に対応できる希望者とのマッチング
- ③ 対象者と事業者とのマッチング
 - ・対象者→事業者の希望する業務内容・就業時間を共有
 - ・企業・店舗等→対象者の人物像を共有
- ④ 対象者と事業者の担当者との面談（立ち会い必要）
- ⑤ 職場見学、就労体験実施（ケースによっては試用期間）
 - ・双方の希望を調整の上実施（実習中の賃金有無・労災保険等）
 - ・実施期間中に課題、修正点を見つけ出す（双方と繰り返し面談を実施）
- ⑥ 雇用開始
- ⑦ その他
 - ・事業所アンケートにより短時間雇用に興味を示す事業所や他市の成功事例に多い業種に、超短時間雇用の取り組みの周知を図る。
 - ・希望者が所属している作業所に対しては、希望者への定期的な面談を行い、以降の確認と信頼関係の構築を図る。
 - ・一般就労（週〇日など正規雇用以外）とB型作業所の併用できる旨を周知して、障害者が作業所から一般就労に移行できる選択肢を広げる。

【参考】 これまでの取り組みの状況

(1) 現状について

項目	内容	備考
短時間雇用の希望者	11名	うち7名面談済み ※7名中2名は一般就労（短時間雇用）が難しいと判断
訪問した企業	33件	業種別内訳 宿泊業4件、小売業17件、製造業5件、鞆卸業2件、 以下各1件（食品加工業・建設業・旅客業・公共施設） （就労支援員の個人的なつながり20件を含む）

※現在対応中のケース

- ・日高地域での雇用希望者（20代女性）
- ・見学（2月）、実習（7or8月～見込）実施
- ・就ポツに登録し、実習中の保険適用と就労に向けた支援を受ける（本人・支援者同意）
- ・実習の結果で企業が雇用可能と認めれば就労開始
（不可だった場合の対応は就ポツと協議）

(2) 現在の進め方（実績含む）

① 雇用希望者の面談実施

→希望者の通所先（作業所）に社会福祉課が訪問し、本人・支援者に就労の希望条件、得意なこと・不得意なこと等の詳細情報を面談。

② 面談の結果、希望条件に合う事業者をピックアップして訪問、営業

→本人の希望業種、業務内容、避けたいこと、苦手なことを加味した業種、業務を中心に回る。大半のケースでは通勤可能範囲の条件のみで事業者が絞り込まれる。

③ 事業者が興味を示せば、職場見学、実習実施、雇用に向けて事業者、希望者、就ポツと調整

→調整は1件（見学は市が会社に依頼、実習は現在就ポツが調整中）

④ 見学、実習を実施し、雇用の適否を事業者と相談

→見学1件、実習0件（調整中1件）（前調整中と同じケース）

⑤ 雇用開始（定着支援は通所先支援者、もしくは就ポツ）

→実績0件